

第 3 章 自動車の型式の指定等に係る審査結果の通知方法

3-1 審査結果の通知方法

法第 75 条の 5、法第 99 条の 3 第 8 項及び第 9 項、自動車型式指定規則第 11 条、共通構造部型式指定規則第 13 条及び装置型式指定規則第 13 条及び自動車の特定改造等の許可に関する省令第 6 条の規定その他国土交通大臣の定めによるほか、審査結果の通知は次の方法により行う。

- (1) 審査結果の通知は、審査内容に応じて様式 1 から様式 8 のいずれかの審査結果通知書を国土交通省自動車局 審査・リコール課へ送付することにより行うものとする。
- (2) 審査が終了したときは、終了当日中に、審査・リコール課個別業務システムに審査結果の登録を行うものとする。